

第 2 2 回  
太平洋広域漁業調整委員会  
議事録

平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水)  
水産庁

## 1. 開催日時

平成27年3月11日（水）14:00～16:23

## 2. 開催場所

シェーンバッハ・サボー（砂防会館 別館） 淀信濃会議室  
（東京都千代田区平河町2-7-5）

## 3. 出席委員

### 【会長】

学識経験者                      松岡 英二

### 【都道府県海区互選委員】

青森県東部海区	二本柳 勝
宮城海区	畠山 喜勝
茨城海区	別井 一栄
千葉海区	赤塚 誠一
東京海区	竹内 正一
神奈川海区	宮川 満
愛知海区	船越 茂雄
三重海区	掛橋 武
徳島海区	中野 憲次
愛媛海区	佐々木 護
大分海区	平川 一春
宮崎海区	橋口 輝明

### 【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	鈴木 廣志

漁業者代表	壁谷 増光
学識経験者	山川 卓

#### 4. 議題

- (1) 太平洋南部キンメダイの広域資源管理に関する広域漁業調整委員会指示について
- (2) 広域魚種の資源管理について
  - ①資源管理のあり方検討会後の取組
  - ②太平洋クロマグロの資源管理
  - ③TAC対象魚種以外の広域重要魚種の資源管理
- (3) 平成27年度資源管理関係予算の概要
- (4) その他

## 5. 議事内容

### 開 会

#### ○事務局（城崎）

それでは、ただいまから第22回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、北海道の川崎委員、岩手県の大井委員、福島県の佐藤委員、静岡県宮原委員、高知県の志磨村委員、和歌山県の木下委員、そして大臣選任委員のうち野崎委員、清家委員、清水委員、石田委員、高成田委員が、事情やむを得ずご欠席となっておりますけれども、委員定数28名のうち、定足数であります過半数の17名の委員の方々の出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づきまして、本委員会は成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

#### ○松岡会長

みなさん、こんにちは。委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、年度末という大変なお忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、水産庁からは、枝元資源管理部長、長谷増殖推進部長、堤坂管理課長、加藤漁業調整課長、神谷国際課参事官、黒萩管理課資源管理推進室長、藤田漁業調整課沿岸・遊漁室長、その他多数の方々にご臨席を賜っております。誠にありがとうございます。

本日は、東日本大震災からちょうど4年が経過したという節目の日に当たっておるわけでございます。復旧、復興に向かって一步一步進んでおるわけでございますけれども、地域経済の要となっておりました水産業の受けた被害というのは、大変大きなものがございました。

この水産業の復興のためには、やはり国を初めとします関係諸機関の、なお一層のご尽力をお願いしたい。それとともに、水産業に関係します私ども、それぞれの立場で、復興に向けて引き続き努力していかなければならないと考えておるわけでございます。

さて、本日の委員会でございますけれども、本日は、キンメダイの委員会指示、それから広域魚種の資源管理などの議題が予定されております。委員の皆様方から活発なご意見をいただきながら、円滑な議事運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。それでは、座って議事を進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、水産庁の枝元資源管理部長からご挨拶をいただきたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

### ○枝元部長

ご苦勞様でございます。水産庁の枝元でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方おかれましては、年度末のご多忙の中、ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。また、日頃より資源管理、漁業調整など、課題にご尽力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

松岡会長からもお話がございましたが、今日3月11日、東日本大震災の発生から4年目を迎えるという日でございます。先の大震災では多くの尊い命が失われ、また漁業、加工業を初め、水産業全体に甚大な被害がございました。

私どもはこの間、水産業の早い復興を目指しまして、委員の皆様方からの様々なご指導、ご助言をいただきながら、様々な取組を進めてきたところでございます。引き続き皆様のご協力を賜りながら、水産庁としても全力を尽くしてまいりますので、またご協力を賜りたいと存じます。

今日の委員会では、調整委員会の指示に加えまして、昨年水産庁に設置された有識者によります資源管理のあり方検討会を受けました取組の状況として、資源管理計画体制の評価・検証、サバのIQの試験実施、本年1月から始まりました太平洋クロマグロ資源管理の取組など、当委員会と関係の深い事項をご説明したいと思っております。

また、加えて、資源管理と関わりが深い栽培漁業に関連いたしまして、第7次の栽培漁業新規方針の策定状況、水産日本の復活に向けて取り組んでおります「浜の活力再生プラン」の現状についてご説明させていただきますとともに、福島第一原子力発電所事故以来実施しております水産物の放射性物質調査の現状についても、併せてご紹介したいと考えております。委員の皆様方おかれましては、本日も活発なご意見をいただきまして、そのご意見も踏まえまして、私ども資源の回復・管理に務めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### ○松岡会長

枝元部長、どうもありがとうございました。

それでは、会議に入ります前に、事務局からお知らせがあるということでございます。よろしくお願いいたします。

### ○事務局（城崎）

事務局の水産庁管理課の城崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様方にご案内の通り3月11日でございます。東日本大震災からちょうど4年目となる節目の日でございます。東日本大震災は、被災地域が広範に及びまして、極めて多数の犠牲

者を出すとともに、国民生活に甚大な影響を及ぼした未曾有の大災害でございました。

本日は、この会場からほど近いところで政府主催の4周年の追悼式典が、天皇皇后両陛下のご臨席を賜って開催されているところでございます。当委員会におきましても、震災発生時刻、14時46分になりましたら、先の震災で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表すということで、1分間の黙禱をささげたいと考えております。会議の進行を途中で中断することになりますけれども、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料ですが、まず、本日の委員会の議事次第。そして、委員名簿、配席図、出席者名簿、これが1つのホチキスでくくられてございます。そして、それ以降、説明資料としまして、資料の1から6までございまして、1がキンメダイの委員会指示の関係。資料2-2-1が、横置きですけども、太平洋クロマグロの資源管理についての資料。資料2-2-1の参考として、クロマグロ関係の別添の資料でございます。そして、2-2-2として、両裏面の1枚紙ですけども、「沿岸くろまぐろ漁業承認制にかかわる漁獲実績報告について」という紙。そして、資料2-3としまして、表紙横置きですけども、都合2枚の紙になっております、TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表の資料。そして、資料3としまして、資源管理の関係の予算の概算要求の状況です。資料4としまして、第7次栽培漁業基本方針の概要でございます。そして資料5、こちらは、「浜の活力再生プラン」についてという資料でございます。資料6が、水産物の放射性物質調査について、一連の資料でございます。

ここで1点お詫びと修正がございまして。一番初めの議事次第が入っております資料を1ページめくっていただきますと、配席図がございまして。配席図の下の欄の左側、橋口委員のお名前が書いてございますが、「宮城県」となっております。大変失礼しました。こちらは「宮崎県」の誤りでございますので、訂正しておわびいたします。申し訳ありませんでした。

以上が、本日の配付の資料でございます。不足等ございましたら事務局までお知らせ下さい。また、説明の途中でも構いませんので、何かありましたら、お手数ですが事務局までお申し付けいただければと思っております。以上でございます。

## ○松岡会長

ありがとうございました。皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出する必要があります。事務規定に基づきまして、私からご指名させていただきます。都道府県互選委員からは、神奈川県宮川満委員、農林水産大臣選任委員からは、壁谷増光委員、以上の二方に、

委員会にかかわります議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。

議題の1でございます。太平洋南部キンメダイの広域資源管理にかかわる広域漁業調整委員会指示についてに入らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（城崎）

それでは、資料1をお手元をお願いいたします。太平洋広域漁業調整委員会指示第二十一号（案）の概要についてでございます。

こちらは、太平洋南部、キンメダイの広域資源管理に関します広域漁業調整委員会の指示でございます。この太平洋広域調整委で従来よりご審議いただいている案件でございます。目的、概要につきましては、この上段にあります通り、キンメダイをとることを目的とします底刺し網漁業につきましては、一つは、太平洋の公海において、大臣の許可でなされているもの。それと、各都県管轄の海域のおきましては、漁業権または知事許可に基づいて営まれておりますけれども、それ以外の我が国の排他的経済水域、EEZにおきましては、自由漁業として営まれているわけでございます。

このため、キンメダイ資源の管理・回復を図るために、EEZ内の規制海域におきましては、キンメダイをとることを目的とする底刺し網漁業については、この広域漁業調整委員会で委員会指示を出して規制をしていると、そのような状況でございます。

この規制の海域といいますのは下にチャートをつけておりますけれども、真ん中の小笠原公海の部分を除く周りの部分、この斜線の部分で操業するところが対象になっております。

それが、この1番の「操業の承認」というところで、(1)に規制の海域を示しております。そして、ここの海域で底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、この広調委の承認を受けなければならないと、このように従来からしているわけでございます。

そして、2番に「承認の対象者」と書いておりますけれども、こちらは、委員会指示第十八号、これは昨年春の広調委で承認いただいたものでありますけれども、前回の委員会指示に基づいて承認を受けて、キンメダイの底刺し網漁業を営んだ実績を有する者ということで、実績者に対して、これまで承認を出してきているところでございます。

そして本年度、26年度の操業につきましては、該当船全て操業を終わっております。今、細かな水揚げの状況は集計中でありまして、都合13回の操業をして、40トン弱の水揚げがあったと、このような概略報告を受けているところでございます。

そして、その委員会指示の概要につきましては、1ページめくっていただきますと縦書きの委

員会指示（案）がございませぬ。

まず、1番としまして、定義として、今申し上げた規制水域で操業をする者を対象にするという状況でございませぬ。

2番の操業の承認についても、今ご説明した通りでありまして、以下、3番、4番、5番と、承認証の交付と承認番号をセンターに表示すること、そして、漁獲実績報告書を出すという義務を課してございませぬ。

そして、6番に、「取扱要領」と書いてございませぬけれども、こちら、取扱要領は7ページに、「きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領（案）」と書いてございませぬけれども、委員会指示には含めぬ、承認の手續に係る細かなところはこちらの事務取扱要領にまとめてございませぬ、こちらについても今回併せてご審議いただきたいと思っております。

そして、また3ページにお戻りいただきたいんですけども、この指示の有効期間は、本年の3月11日から28年5月31日までとしたいと思っております。こちらは、操業の期間自体は、このしの4月1日から来年の3月31日までとなっておりますけれども、操業終了後に漁獲実績報告書ですとか、関係の書類を取りまとめて全て出してもらおうと、その作業の期間も含めて5月末までの指示の有効期間と考えてございませぬ。

そして、4ページ、5ページ、6ページは、この承認証の様式でございませぬ、こちらについては従来と変更がございませぬ。

9ページ以降、こちらは先ほどの取扱要領に附属します関係資料の一覧表ですとか、操業計画書ですとか、承認に係る様々な様式についても、こちらも従来のもので変更がございませぬ。

以上の内容でもちまして、この太平洋広域漁業調整委員会指示第二十一号の概要でございませぬ、この本委員会でご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお受けしたいと思ひますが、いかがでございませぬでしょうか。

特によろしいでしょうか。

この委員会指示は毎年お諮りしてございませぬ、日付が変わるということで、中身に関しては特段変更はないと、こう考えてよろしいですね、事務局。

#### ○事務局（城崎）

はい。



## ○松岡会長

特にございませんでしょうか。

それでは、本委員会としまして、この太平洋広域漁業調整委員会指示第二十一号を発動することと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○松岡会長

ありがとうございます。

また、併せまして、今後の事務手続上の問題で、部分的な修正、文言の訂正がございましたら、私にご一任いただきたいと思います。これにつきましてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

## ○松岡会長

ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、委員会指示の事務手続を進めていただきたいと思います。続きまして、議題2でございます。議題2は広域魚種の資源管理についてということでございまして、ここでは大きく3つの議題を予定しております。

まず最初に、1つ目でございますけれども、資源管理のあり方検討会後の取組につきまして、前回の委員会では、資源管理のあり方検討会で議論されました資源管理の方向性等の説明がありました。その後、現在に至るまでのこの対応、それから進捗状況、これにつきまして、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

## ○事務局（城崎）

それでは、資料2-1をお手元にご用意下さい。こちらは、資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けての対応ということで、昨年3月に水産庁に設置をされました資源管理のあり方検討会のその後の進捗ということで、昨年の11月に開催されました、前回のこの本委員会の場で7月以降の取組の状況をご説明をしましたけれども、それ以降、年を明けまして、今現在の進捗状況を改めてご紹介するものであります。

この資料の体裁としますと、裏面にも資料、記載がございますが、○印で各項目を書いております。その下に四角で囲んだものがございます。この○印のところと四角で囲んだもの、これはあり方検討会での提言を書いたものでございまして、このそれぞれの事項について、今の現状はどうなっているかと、このような資料の構成になっております。

順番に申し上げますと、まず1つ目の○印でありますけれども、自主的資源管理の高度化とい

うことで、あり方検討会では、資源管理指針・計画体制の効果等について、漁業者自らが評価・検証を実施すべきと、このような提言でございました。

これにつきましての進捗状況ですけれども、この計画自体、大臣管理漁業につきましては全部で14計画、及び都道府県が管理する漁業とすると1,680の計画がございました。こちらの計画につきましては、全てについて本年の2月中に、この計画を策定した漁業者による自己点検を実施をいたしました。その自己点検の内容は、漁獲量の変化ですとか、CPU Eの動向、資源の状況を漁業者の感覚でどうだろうかという自己点検をやってもらったところがございます。

その結果が、関係漁業団体や都道府県から国に報告をされて、今それを集計、整理している状況でございます。

そして、これはおおいの予算の概論のところでも説明をいたしますけれども、その自己点検を踏まえて、平成27年度より資源管理指針、資源回復計画の全体について、国及び都道府県は先ほどの自己点検の結果について評価・検証を行って、その評価・検証の結果を踏まえて、引き続きそのまま継続してもらうものについては、そのままやってもらうということになりますし、何らかの改善、見直しが必要であるということについては、より計画を高度化して取り組む、このようなことを考えております。

そして、この計画、都道府県でも1,700に近い数がございます、各県ごとに、また各県の中でも、地域に応じて千差万別の状況でございます。その評価・検証の仕方については、なかなか統一的なやり方はお示しできないんですけれども、やはり、そこをきちんと評価・検証ができるように、先日には水産庁に都道府県の担当者の方をお集めをして、評価・検証の手順の確認をすることの他に、水産庁で幾つかの事例をピックアップをしまして、評価・検証と改善の方向性と、このような優良事例とといいますか、モデル的なものもお示しをしております。そういうのを各県の担当者の方に持ち帰ってもらって、自都道府県の評価・検証に参考してもらおうという段取りを考えております。

続きましての○印としまして、個別事例で、このあり方検討会、4つの魚種についての個別の資源管理の方向性についてご議論いただきました。

まず1つは、マサバの太平洋系群であります。ここの四角の中には、大中型まき網漁業の一部漁船が本年、これは注釈ですけれども、26年ですが、秋を目処に試験的なIQ方式に着手をすると、このような提言でございました。

そして、今の現状で言いますと、北部太平洋海区におきまして、収益性向上のための実証事業に取り組んでいる大中型まき網の10隻のうち半数の5隻を対象としまして、昨年10月から本年6

月までの9カ月間、試験的なI Qを導入して、データ収集等を実施している状況でございます。進捗状況と言いましても、今のここに書いてある通りでございます。この調査がまとまって分析ができ次第、また皆様方にご紹介、ご説明したいと考えております。

裏面、めくっていただきますと、スケトウダラ日本海北部系群でございます。これにつきましては、あり方検討会では、スケトウダラに関しますTACをABCと等量か近いものとして、TAC以外の管理措置も実施をしながら、漁業者の窮状緩和措置等を総合的に検討すると、このような指摘でございました。

それを踏まえまして、進捗状況としますと、TACの設定に関しましては、漁業者との意見交換会を経まして、本年2月の水産政策審議会において、平成27年漁期、これは4月から翌年3月になりますけれども、27年漁期のTACをABCと等量とすることで設定をしております。

そして、このTACの管理の方法と、TAC減少に伴う影響緩和策につきまして、北海道の関係業者等と調整をしている状況でございます。

そして、3つ目の魚種としますと、太平洋クロマグロでございます。こちらは、あり方検討会では、2015年以降の未成魚の漁獲上限を4,007トンとし、漁獲をモニタリングしつつ管理、これは全国を6ブロックに分けて、警報等を漁業者等に発信すると、このようなことになっておりました。

こちらについては、後ほど、この太平洋クロマグロについての一つ項目を設けておりますので、そちらで詳しくご紹介をしますけれども、概略を申し上げますと、本年の1月1日から、30キロ未満の小型魚の漁獲量を半減させる取組を開始しているところでありまして、この内訳は、沿岸漁業が2,007トン、大中型まき網が2,000トンということで管理が開始されております。

また、沿岸漁業につきましては、全国を6ブロックに分けて、各ブロックごとに管理を実施中でありまして、この6ブロックの担当者の方々には、頻繁に会合に参加いただきまして、各ブロックごとの取組を検討しながら実施している状況でございます。

そして、漁獲のモニタリングにつきましては、1月から本格実施に移行しておりますけれども、現在も漁獲の状況を集計中でありまして、それについても後ほどご紹介をしたいと思っております。

4番目のトラフグでございます。こちらは、トラフグは日本に幾つかの系群がございまして、この太平洋の広調委では、伊勢湾・三河湾系群のトラフグもございまして、ここで言っているトラフグは、西日本を中心とする日本海・東シナ海・瀬戸内海系群を対象にしております。

こちらのトラフグについては、関係漁業者等が参画する横断的な検討の場を設けて、統一的な

方針のもとで資源管理を推進すべきというのが、あり方検討会の提言でございました。

これを受けまして、昨年11月に、トラフグの漁獲のあります20府県、これは九州、瀬戸内海、日本海中西部でありますけれども、こちら20府県の関係漁業者、行政・試験研究機関、市場関係者等の参加をいただきまして、トラフグ資源管理検討会議を下関市で開催をしております。その検討会議の中には、会期ごと及びテーマごとに作業部会を設けまして、そこでの議論を中心に具体的な管理手法を検討しているところでございまして、このトラフグ漁業の実態が、尾数換算で言いますと、約7割の水揚げが未成魚で占められているという実態がありますので、まずは未成魚漁獲抑制の対策を優先するというところで取組を進めているところでございます。

以上、簡単ではありますが、資源管理のあり方検討会の取りまとめを受けての対応としてご説明申し上げました。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。

特にございませんでしょうか。

私どもの委員会で、特に関係の深い個別事例の中ではマサバがございまして。説明がありましたように、現在、試験的なI Qの取組が行われております。もう半年たったわけで、6月には一応終えて、データの収集等が終わるということでございまして、その後、分析・評価も行われるんではないかと思っております。

次回の委員会で、その辺のところはご説明いただけると考えていてよろしいわけですか。

#### ○事務局（城崎）

はい。

#### ○松岡会長

今日、実際にこのI Q制度に携わっておられる委員の方が、あいにくご欠席されておりますのでお話が聞けませんけれども、次回にもお伺いしたいと思います。

その他、クロマグロにつきましては、後ほど詳しく担当者からご説明をいただく予定でございまして。何か、この議題につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

何かありましたら、また後ほどでも結構でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、続きまして2つ目、太平洋のクロマグロ資源管理についてでございます。まず、国際課の神谷参事官から、最近の漁獲モニタリング、ブロック別の漁獲数量管理の概要等について説明をお願いしたいと思います。

## ○神谷参事官

資源管理部参事官の神谷でございます。よろしくお願いいたします。

太平洋クロマグロの資源管理の状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料をおめくり下さい。1ページと2ページになりますけれども、これは、本年1月1日より30キロ未満の小型魚の半減というものが実質開始されましたので、半減の内容について、改めて水産庁資源管理部長から各都道府県宛てに通知を出したものでございます。この中で、我々としたしましては、各都道府県を通じて関係漁業団体の皆様方にも通知いただくように依頼しておるところでございます。

概略については、先ほど城崎から説明がございましたが、特にこの太平洋広域漁業調整委員会に直に関連するところとしたしましては、1ページのⅢの各漁業の管理手法とございます。この1番の(1)でございますが、6ブロックに分けた中で、本広調委が関係するのは太平洋北部ブロック及び太平洋南部ブロックというところになります。

それぞれの漁獲の上限、これはあくまでも30キロ未満の漁獲の上限でございますが、(3)にございますように、太平洋北部で1年間で249トン。実際の管理は、1年半で初年度は行いますので、来年の6月末までに346トン。太平洋南部は年間で253トン、1年半で382トンとなっております。

次のページの2でございますが、(4)の漁獲モニタリングがございます。漁獲上限の実施には、正確な漁獲量の迅速な把握というものが不可欠になってまいります。したがって、我々としたしましては、各都道府県を通じまして、それぞれの漁協の皆様方に、毎月1回漁獲実績を報告、取りまとめの上、各都道府県を通じて漁業情報サービスセンターに報告していただくという運用を開始いたしております。

報告頻度は、当初は月1回。月末締めで、翌月末までに報告ということになります。その報告を取りまとめて、水産庁では水産庁のホームページにブロック別、都道府県別、さらに漁業種類別の漁獲状況の一覧を掲載することといたしております。

後ほど説明いたしますが、1月末の漁獲状況は、既に水産庁のホームページで公表しておるところでございます。

次のページをお願いいたします。3ページでございますが、これは、今後の主なスケジュールを羅列したものでございます。2番目のぽつの3月初旬から、漁獲状況を水産庁ホームページで公表と。以降、毎月更新していくこととしております。

さらに、各ブロックごとの細かな管理の方針というのは、現在ブロック内の各都道府県で集ま

りまして、鋭意検討中でございます。一部まとまった県もございますが、全部まとまりましたら、水産庁のホームページに概要を掲載する予定としております。

4月になりますが、WCPFCの科学委員会でクロマグロの作業委員会が開催されます。

7月には、WCPFCの科学委員会の本会議がございます。これは4月に開催された小委員会の結果をここで正式なものとし、これ以降公表という手はずとなっております。

8月には、恒例でございますが、太平洋クロマグロ資源の全国会議を開催いたし、9月にWCPFCの北委員会の年次会合が開催されます。ここでの主な討議事項というのは、クロマグロの長期の管理目標に関する議論となっております。現在のクロマグロの資源の回復措置、つまり小型魚の半減というのは、これはここ10年間で資源を4.3万トンまで回復させるというのをとりあえずの目標としておりますけれども、これをさらに上回る長期の管理目標を設定しなければならないと、そういった議論が9月から開催の予定になります。

我が国としては、妥当な水準と願っておるところですが、アメリカ、カナダ等の国は、当然のことながら、より高い回復目標を提案してくるものと思われまます。

次の4ページをお開き下さい。

これはクロマグロの2014年生まれの加入が非常に悪いという速報でございます。

昨年の決定に基づきまして、水産庁では、毎年のクロマグロの加入状況を、9月、12月、翌年3月という形で、速報で報告していくということになっております。12月時点でわかりましたことは、2014年生まれの加入水準が、最近の中では加入の悪かった2012年を下回る可能性が非常に高いというところがございます。

具体的には、左下の図でございますけれども、点線の折れ線が資源評価による加入量の推定値でありまして、実践の折れ線といたしますが、7月から9月の養殖用種苗のひき縄による採捕尾数全体の動きでございます。これをご覧になっておわかりいただきますように、2008年から2012年までの加入量推定値及び種苗採捕尾数の動向というのは完全に一致いたしておりますので、これをもとに考えますと、養殖用種苗の採捕尾数が加入の動向をかなり正確にあらわしているのではないかと思います。その点で、最近、養殖用種苗がとれていないというのは、どうも加入が非常に悪い可能性が高いというところがございます。

したがって、これからの国際会議に関しましては、長期管理目標をどうするのかという点と、今、加入が悪いという点をどうするのか、どうカバーするのかというところが議論される危険性が非常に高いというところがございます。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

これまで、漁業に関する取組を述べてまいりましたが、それぞれの広域漁業調整委員会におきましても、遊漁はどうするのかというご意見が必ず出ております。

したがって、水産庁としても、遊漁に関しましては、まず調査を開始しておると。さらに、併せまして、あらゆるマスコミの機会を通じて、クロマグロの現状をお知らせしているというところでございます。ここに挙げました資料の5ページは、一つの事例でございます。

次、6ページをお願いいたします。

クロマグロに関しては、先般、水産庁のホームページで、「くろまぐろの部屋」というものを特に立ち上げております。この中で、様々な情報というのを随時更新していきたいとしておりますが、その一つとして、先ほど紹介いたしましたクロマグロの漁獲状況も含まれるところでございます。

7ページをお開き下さい。太平洋クロマグロの漁獲状況を、3月6日でプレスリリースしております。1月時点の30キロ未満の小型魚の漁獲量は343トンと。内訳といたしまして、沿岸漁業が94トン、大中まきが246トン、近海竿釣りが3トンとなっております。

添付のアドレスをクリックいたしますと、沿岸漁業のさらに細かなもの、つまり県別、漁業種類別、月別の実績と累計が、今後随時表示されるということとしておりますので、関係者の皆様におかれましても、クロマグロの漁獲状況、機会があれば随時チェックしていただければというところでございます。

以上のように、水産庁といたしましては、クロマグロの資源管理にあらゆる努力を傾注しております。漁業者の皆様のみならず、広く国民の皆様全体に情報を共有すべく、広く発信していく予定としております。以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。ただいまのクロマグロのモニタリング、それからブロック別の漁獲数量管理の概要のご説明をいただきました。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。佐々木委員、お願いします。

#### ○佐々木委員

6ブロックに個別に分けての資源管理ということなんですけれども、先般、水産庁や県を通じて、このブロック管理についての説明、回答を求められておるところがあるんですが、担当の組合としては、このブロックの管理上、愛媛の場合はほとんどヨコワのひき縄が主流ということなんで、量的にも年によってかなり差はありますけれども、四、五年全く釣れていないという状態にはあるんです。漁業関係者に説明する時に、愛媛県の場合は2つのブロックに加入されておる

んで、実質的に愛媛県が漁獲される最高限度は何トンであるのか。また生産者はそれを超えられないので、それによって報告から禁止をせないかんと、休業をせないかんとというような事態になるんですが、我々関係者は、どういう説明を現場ですればいいのか具体的にわからないんです。それで、愛媛県の場合は、瀬戸内海と太平洋と両方に加わっておるが、県としての割当は上限が何ぼなんだと。だから、生産者には、これを超えないように操業してもらいたいというような、そういう具体的な回答をしなきゃならないんで、その辺がわからない。愛媛県からは明日までか何か書かれておったんで。だから、今日、ちょうど委員会があるんで、委員会の情報を聞いてから私が判断させてもらいますという話をしておったんですが、できたら、その辺を具体的にご説明をいただいたらと思います。

#### ○松岡会長

これは神谷参事官でよろしいのでしょうか。

#### ○黒萩室長

資源管理推進室長の黒萩でございます。ブロックを6ブロックに分けておりますけれども、瀬戸内海は非常に量が少ないものですから、太平洋南ブロックと一緒に、統合した管理をするということになっております。愛媛県も2海域にまたがっておりますし、和歌山県も徳島県もまたがっております。それをあえて分けると混乱しますので、一体として管理するということになっていきます。

それから、県ごとにどれぐらいの量をということなんですけれども、都道府県庁の方々にはご説明申し上げておりますけれども、太平洋南ブロック、瀬戸内海ブロックの中では、漁獲量が多い県と希望する県を、県ごとに漁獲の上限の目安を決めまして、少ない県は、残りの県の合計値でグループで管理するという方向で調整が行われております。詳細につきましては、都道府県を通じて、確定した時点で報告するということになっております。以上です。

#### ○佐々木委員

愛媛県の場合は、瀬戸内海と太平洋とを含めて、上限は何トンですという目安が出てくるということですか。

#### ○黒萩室長

そういうことです。

#### ○佐々木委員

県では10.5トンという話を聞いておるんで、今の実態、実績からいくと、10.5トンというのはかなりの幅があるんじゃないかという受けとめ方はしておるんですが、そういう形で関係者に説



明をしなければいけないかなと思っております。

○黒萩室長

そうですね、漁獲数量が多い高知県、千葉県とか、幾つかの県がありますけれども、愛媛県の場合は、少数の量のところがグループで管理するという方向になっていたと思います。

以上です。

○松岡会長

佐々木委員、よろしいでしょうか。

○佐々木委員

はい。

○松岡会長

その他の委員で、何かご質問、ご意見等ありましたら、お受けしたいと思います。

○事務局（城崎）

申し訳ありません、委員会の途中でありますけれども、間もなく東日本大震災の発生時刻、14時46分を迎えようとしておりますので、ここで委員会を一旦中断させてもらいたいと思います。

それでは、皆様方、ご起立をよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより、東日本大震災の被害に遭われました犠牲者の方々のご冥福をお祈りして、1分間の黙禱をささげたいと思います。それではよろしく願いします。

黙禱。

（黙禱）

○事務局（城崎）

ありがとうございました。黙禱を終わります。ご着席をお願いいたします。

それでは、委員会を再開したいと思います。松岡会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○松岡会長

ご協力ありがとうございました。それでは、議事を続けさせていただきたいと思います。

ただいまのクロマグロの漁獲モニタリングの状況等ご説明がありまして、ご意見を伺っておるところでございます。

その他の委員の方で、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員

宮城県の畠山です。実は、定置網の人からすごく心配だということが上がってきまして、クウ

オータを超えてしまったら定置を上げなさいというのかというような話になるわけです。ところが、クロマグロをターゲットにしているわけじゃなくて、バイキャッチで、どうしてもクロマグロが入ってくると。サケとかイワシとかサバを本当は獲りたいんだけど、それによって本業をやめさせられるのかということなんですけれども、管理の方法等はきちんと皆で話し合われているのでしょうか。

**○松岡会長**

これは神谷参事官でよろしいでしょうか。お願いします。

**○神谷参事官**

定置の問題をどうするかというのは、クロマグロの管理の根幹にかかわる問題でございますので、各ブロックごとに集まった時に、かなり突っ込んだ議論をしております。特に、皆様方をお願いしたいのは、早い時期から、本物のものを狙っていない、主漁期でない時期にかかったクロマグロを放流するなどの、様々な努力をしていただいて、枠を超過するということがないようにやっていただければということをお願いしているところであります。

もう一つ、これは特に強調させていただきたいんですけれども、これは国内だけで完結する問題ではないと。クロマグロの場合は、特に国際的に非常に関心が集まっております。したがって、定置ができないじゃないかという実体面を余り強調されると、逆にそこが注目を集めるというような事態にも陥りかねない部分がございます。したがって、そこを技術的に、実体的にどう解決していくかという点については、それぞれのブロックに分けて、現場の状況に応じた技術的な議論を進めていきたいと思っております。

その具体的な対応につきましては、各ブロックごとに管理の細則を決めることになっておりますので、その中で、どのようににしていくかというところは書き、さらに必要に応じて、現場に行って説明するという対応をとらせていただきたいと思いますと思っております。

**○松岡会長**

畠山委員お願いします。

**○畠山委員**

具体的に回避する対策を持っていかないと、現場の人たちにだけ回避する対策をしないというのは、非常に失礼だと思うんです。それじゃ、当然対策を持っていくわけでしょう。

**○事務局（神谷）**

色々なことを検討して、実質的な話をさせていただきたいと思っております。

**○畠山委員**

ぜひよろしくお願ひいたします。パイキャッチで本業をやめさせられるというのは、非常に嫌なものですから、その部分もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この、先ほどもご説明がありましたけれども、漁獲状況は、水産庁のホームページで、簡単に見ることができる、私も昨日開いてみたんですけども、うまい仕組みができております。

ただ、今後、漁獲の報告の頻度を高めていくという事態が出た時に、初めてのことでないかと思うんですけども、やはり信頼性の高いモニタリング調査というのが、この資源管理に大きく影響するものだと思っております。信頼性の高いモニタリングがあって初めて、その次に来る漁獲量の制限、上限の遵守という問題が出るわけがございますので、ぜひ、その辺はしっかりとした体制を作っていただきたいということで、要望しておきたいと思ひます。

組合とか県庁とか、漁業情報サービスセンターの関係者は非常に多い中で大変だと思いますけれども、ぜひ信頼性の高いモニタリング制度の構築ということをお願いしておきたいと思ひます。

その他、委員の方でご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、漁獲モニタリングの実施に関連して、沿岸クロマグロ漁業承認制における漁獲成績報告書の取り扱い、これについて事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

#### ○事務局（城崎）

それでは、資料2-2-2をお手元にお願ひいたします。

沿岸くろまぐろ漁業承認制にかかる漁獲実績報告についての資料でございます。こちらの資料につきましましては、漁獲のモニタリングの実施に対応しまして、こちらの委員会指示、承認制の委員会指示でも漁獲の提出を義務づけておりますけれども、報告の方法は別に定めるとして、前回の秋の委員会指示でご審議いただいた件でございます。

そして、1番に現在の状況が書いておりますけれども、ご案内の通り、今の委員会指示では、承認を受けた者に対して漁獲実績報告書の提出を義務づけているわけではありますけれども、従来、この提出先と提出期限を定めておりましたものを、今は、委員会指示では定めていないと、このような状況でございます。

そういう中で、先ほど神谷からもご説明がありましたように、本年1月からは漁獲のモニタリングの本格実施が始まっておりまして、各漁業者、系統団体、関係者にご協力いただいている状況でございます。

そして、2番目の課題としまして2つほど書いておりますけれども、この漁獲モニタリングは、

沿岸クロマグロ漁業を営む全ての沿岸漁業者を対象としまして、関係都道府県に実施の協力をお願いしておりますけれども、実態としますと、傘下の漁業協同組合や、個々の漁業者の方の協力を得て、委員会指示の漁獲実績報告書と同様の内容で漁獲の実績を積み上げているというような状況でございまして、これを都道府県が集計をして国に報告をする仕組みとなっております。

こちらの委員会指示では、漁獲実績報告書の提出を義務づけているわけでありまして、漁獲モニタリングを通じまして、漁獲実績が遅延なく報告されている承認者につきましては、個々の漁獲実績の把握がもうできておると、委員会指示の初期の目的を達せられているという状況でありますので、漁獲のモニタリングと委員会指示の双方の作業というのは過重な負担になっているだろうと考えております。

その上で、3番として、今後の対応でありますけれども、承認者のうち、自らが漁獲した全ての漁獲量を、漁獲モニタリングを通じて報告している者につきましては、この委員会指示に言います漁獲実績報告書の提出は必要ないと取り扱いをしたいと考えております。

一方で、その漁獲モニタリングで提出されない人、これは具体的には漁協を通じない水揚げ等あるかもしれませんが、この漁獲モニタリングに該当しない承認者につきましては、漁獲のあった月の翌月末までに、所定の様式によって漁獲実績報告書を委員会に提出していただきたいと考えております。

この場合におきまして、私どもでも提出された人、されていない人の状況は把握しておりますので、委員会に実績が提出されないという状況が繰り返すようなことであれば、今後の取り扱いについては、色々検討しなければいけないだろうと、このように考えております。

以上の運用につきまして、この委員会指示の第8の規定には、この下の欄のところに「8 その他」と書いてありますけれども、この指示の実施に関し必要な事項につきましては、委員会が別に定めるところによると、このような委員会指示を先の秋の広調委で設定しておりますので、これに基づきまして、上記の内容で委員会として定めまして、関係都道府県、関係海区の委員の方々に通知をしたいと考えております。

その実際の通知の方法、通知の案文といいますのは、裏面をめぐっていただきますと、委員会の会長名の文書を、各都道府県の水産主務部長様と、各都道府県の海区の漁業調整委員会の会長様にお出しをしたいと思っております、これをもちまして、管下の関係漁業団体や漁業者への周知・指導をお願いしたいと考えております。

以下、「記」に記しております(1)、(2)、(3)につきましては、冒頭ご説明した通りでございまして、このような取り扱いをすることについて、まずはこの委員会でご審議いただきたい

と思っております。以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

特によろしいでしょうか。ただいまの説明は、漁獲モニタリングを通じて報告する者については、実績報告書の提出を要さないという内容だったと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、漁獲成績報告書の運用につきまして、ただいまお諮りした案で、委員会から関係都道府県、関係海区漁業調整委員会宛てに通知するという事で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○松岡会長

ありがとうございました。異議なしということでございますので、本案にて決定することいたします。各関係者へは、事務局から文書でお知らせするという事でございます。

続きまして、3つ目でございます。TAC魚種以外の広域重要魚種の資源管理について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○事務局（城崎）

それでは、資料2-3をお手元をお願いいたします。

TAC対象以外の広域重要魚種の資源管理に向けた整理表でございます。

こちらの表紙の横置き資料は、昨年11月に開催されました前回広域漁業調整委員会に提出した資料と、基本的には同じものがございます。

本日は、裏面に細かな表ですが、今、検討の課題に挙がっております5魚種について、県別と大臣管理漁業別の水揚げの状況をつけてございます。

左側の資料が、直近の2013年のものでありまして、もう1ページ目が2010年、東日本大震災前の資料でございます。

初めの横置き資料に戻っていただきたいんですけども、採捕量、漁獲状況というのは、この順位で3位、10位、11位、15位、21位と、書いてございます。現在、TAC対象種は7種でやっておりますけれども、これに加えて、この5魚種が今、検討の俎上に上がっているわけでありまして。これらの魚が、仮に全てTACの対象になりますと、日本の全体の消費の8割ぐらいを占めるような状況になります。

ですから、最後のマダラまで本当に設定できれば、日本で消費している魚の多くは管理の基礎

となります、一応数量の目安というものができそうな考え方で検討しているわけでございます。

そして、この資料にも、「課題」を書いておりますが、これは前回の広調委でも説明をしましたが、仮にTACを指定したとしても、実効性が確保されるのかという現実的な問題があるという説明をさせていただきました。ここの部分が、なかなか各魚種ごとに悩ましいところでありますけれども、例えば、カタクチイワシについては、シラスとカタクチイワシの取り分けをどうするのかということがありますし、TACは量で決める制度ですので、シラスが値が高いけれども量は少ないと、このあたりの技術的な課題があるというのを、前回説明をさせていただきました。

また、ブリにつきましては、先ほどクロマグロの話でありましたけれども、定置網の問題、これに対する管理手法ですとか、漁の予見性をどうするかと、このような問題があつて、そこを改良しないと、なかなかうまくいきそうもないという問題も共有しているところであります。

また、ホッケ、ウルメ、マダラにつきましては、一部資源量推定がされていない部分がありますので、漁業者の信頼を得た数値を設定するために努力をしなければいけない。このような状況もありますし、特にホッケにつきましては、北海道で3割の漁獲努力量の削減がなされていると、そういう状況も見つつ検討する必要があるだろうというのが当方の認識でございます。

そのような各課題をきちっとやりながら検討を進めていくということになろうと思っておりますけれども、大きな方向性として、消費の大きいものですとか、社会経済上の重要性というものにつきましては、TACという大きな枠の中で管理をしていくというのが、基本的な大きな方向性だろうと考えております。

そのために、こういう広域漁業調整委員会ですとか、先月の20日には水産政策審議会でも検討していただきましたけれども、引き続き関係漁業者及び行政の方々と議論していく必要があると思っております。

そういう考えのもとで、2ページ目、3ページ目の細かな都道府県別、漁業別の表をご覧くださいんですけども、こちらは、仮にこれらの魚種をTACとして指定した場合に、関係府県や漁業種類がどの程度まで広がるのかということを整理した表でございます。

この黄色で色分けしている部分が、こちら太平洋の広調委の該当する県でありますけれども、県によって漁獲があるもの、ないもの、様々でありますし、一番下には、大臣管理漁業として書いておりますけれども、各都道府県ごとの広がりがあるかと思えます。そのような、どういうところに当事者が広がるのかということの共有をするために、このような資料を用意させていただきました。

ここの知事管理漁業の中の、県ごとの漁業種類別までは、ここでは分類をしておりませんけれ

ども、TACに仮にした場合の当事者、当事県というものが大まかに整理されるんだろうと思います。

このような関係者の、ある意味グルーピングみたいなものを通じて、これから様々な角度から議論していきたいと思っております。

これまでもご指摘の中で、現在、資源状況が良いものにつきましては、資源が悪化した時に速やかにTAC管理の選択肢がとれるように、今から準備をしておくべきというのが、あり方検討会でのご指摘でもありましたし、前回の委員会でもそのようなご説明をさせていただきました。

資源状況が良好なものにつきましては、今だからこそ、時間的な余裕を持って冷静な議論ができる、このようにも考えておりますし、資源が悪化した時に、「あの時TACに関する議論を進めておけばよかったな」という後悔をすることがないように、これまでの検討から一步前に進めた検討を、これから行ってまいりたいと思っております。

まだ、その検討の具体的な中身や方向性については、これからの議論でありますけれども、まずは全体的な、大きな方向性を、今回はご紹介させていただきました。

説明については以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

特によろしいでしょうか。今回、都道府県別に、魚種別の漁獲状況、事務局に資料を作っていただきました。これを見ますと、例えば、カタクチイワシをよく利用されている県がある一方、シラスという形で利用されている県がある。それぞれの委員の皆様方の地元がどういう状況になっているか、よくわかるのではないかと思います。

それから、私はびっくりしたんですけれども、ブリが2013年に北海道で1万2,000トンも獲れているということですね。これは、確か水産白書でも取り上げられたと思うんですけれども、オホーツク海でブリが非常に獲れたということでも出ておりました。やはり、海水温の上昇という環境変化で、こういった回遊魚の漁獲状況というのは非常に大きく振れるというところがありまして、回遊魚、回遊性の魚種の資源管理の難しさというのも、こういうところからも見えるのではないかなという感じがしております。非常に詳しい資料を事務局が作っていただきました。

何か、この議題につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

特にございませんか。それでは、この議題は以上にさせていただきたいと思っております。

予定としましては、ここで休憩をとったほうがよろしいのでしょうか、事務局。

○事務局（城崎）

はい。

○松岡会長

それでは、一旦ここで休憩の時間とさせていただきます。15分の休憩をさせていただきますので、3時25分再開ということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時25分 再開

○松岡会長

それでは、委員会を再開させていただきます。

議題の3でございます。平成27年度資源管理関係予算の概要ということでございまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、資料3をお手元をお願いいたします。こちら、資源管理関係の予算、概算要求の資料をまとめておりまして、2ページ以降は、いわゆるポンチ絵といいますフローチャートの形式のものをつけております。資料の体裁自体は、資源管理高度化推進事業の他、クロマグロにかかわる体制構築事業ですとか、栽培に関する事業、あと計量魚探の開発ですとか、漁業構造改革総合対策事業、もろもろ入っておりますけれども、この場では資源管理、特にこの海区の皆様方ともかかわりの深い資源管理高度化推進事業について、ご説明をしたいと思います。

こちら、資料の表紙の真ん中当たりの「主な内容」1ぼつのところでございます。こちらの事業は、これまで資源管理指針等推進事業と資源管理体制推進事業との、別立てであったものをそれぞれの高度化を図るということで組み替えをして、統合をして、新規として概算要求しているものであります。

そして、概要につきましては、1ページめくっていただいたところに横組みのフローチャートをつけてございます。そして、ここが一番上に四角で囲んだところで、3つほど黒印をつけておりますけれども、その概要の中身を幾つかご紹介をしますと、これまでの事業は、資源管理指針・計画体制への参加促進が中心となっていたところがございます。もちろん、さらなる参加促進を図るということは重要でありますけれども、一方で、この制度が4年目を迎えて、定着から、今度は評価・検証をして、必要に応じては見直しをして高度化を図る必要があるだろうということで、先ほど申し上げたような組み替えをして要求しているところでございます。



また、資源管理のあり方検討会を受けて、サバについてはIQの試験実施をするということも含まれておりますので、その実証調査にも対応できるような仕組みとしております。

一番下のところに事業構成ということで、黄色で囲んだ枠がございます。まず、資源管理指針等高度化推進事業につきましては、大臣管理漁業、例えば沖底ですとか、大中型まき網ですとか、そのような大臣管理漁業や広域資源、これはトラフグやサバなどございますけれども、これら広域資源に対する資源管理体制の高度化を図るために必要な調査なりを行うということで、①・②・③と書いております。この①・②・③というのは、真ん中あたりにあります、赤い囲ったものが①、緑が②、右側の青が③でございます、これらの取組をするということでございます。具体的には、この資源管理体制の高度化を図るために必要な調査、例えば①にありますようなIQ方式の実証試験調査をやったり、例えばトラフグなりであれば、この右側の青で囲んである③のような調査を実施して、資源管理を高度化するために必要な情報を収集するというところでございます。

そして、それぞれの漁業種類ごと、あるいはその魚種ごとに漁業者検討会議等を開催をして、議論を深めていくということで、これは真ん中の緑の部分、②のところになるわけでありまして、こういう①・②・③の取組をする者に対して支援をするというものであります。

事業構成の2つ目の資源管理体制高度化推進事業につきましては、こちらは知事管理漁業における資源管理体制の高度化を図るためには、各都道府県に設置をされております資源管理協議会の役割が重要になるわけでありまして、この資源管理協議会が行います資源管理計画の評価・検証の作業ですとか高度化の推進、あるいは、その資源状況等の科学的なデータを収集する、そういうものについて支援をするものであります。

そして、この科学的なデータの収集というのは、この真ん中にあります青地で囲った③の部分になるわけでございます。

そして、こちらの資源管理計画体制の中では、漁業者の取組を漁業者協議会が履行確認をするということが大きな任務としてあるわけございまして、これについては②に該当しますがけれども、このような取組についても、この事業の中で支援をしていくということになります。

また、トラフグの漁獲モニタリング等々で漁業者団体、漁業協同組合等への取組をお願いしている事項もございますけれども、そういうところにつきましても、必要に応じて、この資源管理協議会を通じて支援をしていくという内容になっております。

そして、このような資源管理の取組の高度化というものは、なかなか一足飛びに達成するものでありません、このフローチャートの真ん中の右側に「評価」と書いてございます。評価の中

には、計画等に関する漁業者自身による評価結果、これは自己点検などに相当しますけれども、そういうものこの計画等に対する科学的な評価の検証結果、これは協議会がやるものでありますけれども、こういうものを踏まえて、矢印が下にありますけれども、必要な計画の見直し等を検討するというところでございます。ここで検討して、効果があるというものであれば、そのまま継続して取り組んでもらうこととなりますけれども、何らかの見直しが必要だということになれば、そこで改善に向けた検討をしていただいて、矢印が左に行きますけれども、その上で必要な計画の立ち上げと実行に移していくと。それをもって、矢印が上に行きまして、資源管理計画等の高度化・見直しが行われるということで、このようなサイクルをぐるぐると回すことによって、全体の底上げを図っていくというようなものであります。

以上が、この資源管理高度化推進事業の概要でありまして、他の各事業につきましては、資料の配付にかえさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

この議題に関します質疑につきましては、後ほど承るということにさせていただきます。

次の議題4に移らせていただきまして、この議題では、その他となりますけれども、事務局から3点ほど報告事項があるということでございますので、事務局から、順次ご説明をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○内海課長補佐

栽培養殖課の内海と申します。よろしく申し上げます。第7次の栽培漁業の基本方針について説明させていただきます。

資料は4というものでございます。前半部分が概要ということで、ポンチ絵になっております。そして後半、残りの4枚に基本方針ということで、右側の上に、「3月末官報にて公表予定」と書いてあります。

この基本方針なんですけれども、農林水産大臣が沿岸漁場整備開発法に基づいて、概ね5年を1期として定めていくということになっております。目的は、沿岸漁場の生産力の増進に資するというところでございます。昭和59年に第1次の基本方針が定められてから、26年度まで計6回ということで策定されております。そして、現行の6次の基本方針が26年度末で終期を迎えますので、これまで次期の第7次の基本方針の策定に向けて色々準備してきたところでございます。

具体的には、26年の3月と5月に、県の担当者レベルの方に集まっていただいて、準備委員会をまずやっております。その後、10月と11月に、栽培漁業のあり方検討会というものを開催して

おります。このメンバーは有識者、水研センター、6海域にあります栽培漁業推進協議会からの代表者の方々、それと関係団体からとなっております、この方々でこの検討会を開催し、ここで大方の原案を作っているところです。

そして、この基本方針は、水政審の意見を聞いて定めることとなっておりますので、11月の水政審に、1回目なんですけれども、そのあり方検討会で検討した内容を主要事項という形で提示して、審議していただいたというものです。

そして、今年の2月に2回目の水政審に資料4の本文のところを案として諮問しまして、答申をいただいているという状況でございます。

それでは、基本方針のポイントを説明していきたいと思っております。

まず、全体の構成なんですけれども、大きく前文で、栽培漁業の現状を記載しております。そして、その後に、基本的な指針・指標、技術の開発、その他という3つの内容になっております。

それで、前文、栽培漁業の現状なんですけれども、書いている内容としましては、栽培漁業が半世紀の歴史を有していること。それと、水産基本計画と栽培漁業基本方針の関係。放流した地先で漁獲されるウニとかアワビなどの地先種ですとか、複数県の区域を越えて回遊する広域種の種苗放流の現状。さらには6次方針のもとで設立された海域協議会の件。それと、種苗放流と資源管理との連携。遺伝子情報を用いた分析技術の開発。さらには、施設の老朽化や技術者の高齢化。それと、東日本大震災の影響等について、前文で記載しております。

そして、このような前文の内容を踏まえて、先ほどお話ししました指針・指標、技術の開発、その他事項とまとめております。

資料4のポンチ絵でございますけれども、青の中に入っているページ番号で説明していきます。

基本的な指針及び指標というところで、まず最初に書いてあるのが、この1ページのところでございますけれども、資源造成型栽培漁業の一層の推進と書いてあります。これは5次から6次になる時に、放流したものを全て獲るということではなくて、それをきちっと取り残して管理して、資源を造成していこうという方向転換をしておりますので、そういう取組を一層推進していこうというものでございます。

1枚めくっていただいて、次の2ページ目でございます。これは漁獲管理との連携の強化ということでございます。これについては、資源状況が悪化している魚種については、適切な漁獲管理と種苗放流を一体的に実施していくというところに、特に留意して進めていきたいと思います。右側にトラフグの絵があると思っておりますけれども、これは資源管理のあり方検討会の方で取りまとめられておまして、未成魚の漁獲抑制ですとか、混獲未成魚の再放流の促

進等をしていって、早急な回復を図っていこうというものでございます。

次に、5ページ目ですけれども、広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進としております。

これは、ヒラメとかトラフグは、各県またがって移動しております、今の栽培の現状としては、放流数が減ってきてしまっていることもありますので、この6次の時にできている海域協議会、ここが広域プランというものを作って、各県協力して効率的な種苗生産をして、効果的なところに放流していこうというものでございます。

次に、7ページ目の⑦、放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮でございます。下に絵が3つほど描いておりますけれども、漁業生産の効果の把握ということで、こういう色んな標識を使って、市場調査などをして効果を把握していこうというもの。それと、遺伝子の分析技術ができてきましたので、これを使って再生産にどれくらい寄与しているかというものを検証していきましょうというようなことを書いております。

次に、10ページ目でございます。ここは、この広調委に特に関係するところだと思っておりますけれども、東日本大震災からの復興というものを書いております。

被災県の種苗生産の施設の復旧を進めるということと、復旧までの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等によって、放流尾数をきちっと確保していきましょうというようなことを書いております。そして、水産復興プランというところと文言を合わせる必要がありましたので、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指すとして書いております。

次に、12ページに移ります。ここは、技術の開発になっていくわけですけれども、資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進ということで、ここの図を見ていただくと、放流適地の解明ですとか、あるいは適正なサイズの解明。あるいは、放流した後の育成技術ということで、資源管理の例というようなものを丸でつなげておまして、いわゆる生産、放流、そして育成に至るまでの一連の技術開発をやっていきましょうとしております。

次、14ページ目になります。環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進と書いておりますけれども、左側に、実際、今、県でやっている環境変化への対応状況ということで、放流時期・サイズを検討したり、育成場の造成ということで、藻場に取り組んでいるということとか、その種苗生産環境の改善ということで、安定的な水温で飼育できるような取水位置とか、閉鎖循環システムを活用してやっていますというものです。

それと、近年、資源の減少が、二枚貝が非常に著しいので、こういう二枚貝の増殖技術開発というものにも力を入れていこうということを盛り込んでおります。

次、15ページ目でございますけれども、ここは技術劣化の防止を書いております。

栽培漁業が始まって50年と先ほど言いましたけれども、大体施設ができて三十数年というような状況になっておりまして、当時採用された技術者の方々も、そろそろ定年とかになってきているという状況でございますので、計画的な人材確保というようなこととか、放流技術の継承に努めていきたいと思いますということを書いております。

次、16ページ目でございます。

一番上のところでございますけれども、栽培漁業の技術というのは、親魚養成ですとか種苗生産、疾病防除と、色々あるわけですが、これは養殖業にも活用できるものでございますし、さらには標識放流とかをやることによって、生息域の把握ですとか、生存率の推定というようなこともできますので、資源管理にも応用できるだろうということで、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術開発をやっていきたいと思いますということを書いております。

次、17ページ目でございますけれども、水研センターの役割を書いております。

これまで、水研センターの役割が少し弱まっているんじゃないかという意見もありましたので、技術開発ですとか指導等を行っていくというようなことを、ここに明記しております。

そして、18ページ目でございますけれども、ここには、国が基本方針を作って、水研センターが技術の開発とか指導・助言を行うと。さらには、豊かな海づくり協会が、国とか水研センターと連携を図って、都道府県間の連携調整、情報の収集等を行って、栽培漁業の普及の促進をしていきたいと思いますということを書いております。

そして、都道府県は、この基本方針に調和した基本計画を作ることになっておりますので、それを作り、都道府県の関係者と一体になって、種苗の生産、放流、育成等を行っていきたいと思いますということを書いております。

あと、19ページ目の一番最後の基本方針の期間等というところでございます。

先ほど、概ね5年ということで、基本方針を作っていくとなっているんですけれども、今回は、水産基本計画の策定に合わせてやっていこうということになりましたので、27年から33年までの7年間を、この基本方針の期間としております。そして、水産基本計画の変更が行われる時に、この基本方針の見直しが必要であればやっていこうとなっております。

今、説明した内容が文章として書かれているのが、先ほど4枚になっているものでございます。

基本方針の公表は、今、年度内の官報掲載に向けての準備を行っているところでございます。

以上、簡単ですが、栽培漁業の基本方針の説明を終わります。

## ○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、「浜の活力再生プラン」について説明をお願いしたいと思います。

## ○事務局（城崎）

それでは、私からご説明いたします。資料の5をお手元をお願いいたします。

「浜の活力再生プラン」でございまして、水産庁では漁業関係者の方々のお力もいただきながら推進に力を入れているところでございまして、全国全ての浜での取組を願いすることを目指して、色々な場面で状況の説明、広報活動等をやっているところでございます。

本日は、これまでの取組の状況と、来年度からの取組をご紹介しますこととしておりますので、各委員におかれましても、所管内でさらなる取組をお願いしたいと考えております。

幾つかの資料をかいつまんでご説明したいと思います。まず1ページ、スライドの1番のところには、この「浜の活力再生プラン」による漁業・漁村の改革の概念図を書いてございます。

こちらは、水産資源の悪化ですとか漁業者の減少など、水産業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあるわけでありまして、その結果、漁村の活力が低下している状況でございます。

さらに、ここにデフレ傾向による魚価の低迷が続くということや、最近の燃油高騰ということによって漁業のコストが増大して、それがまた漁業収益を悪化させて、漁業者の経営の改善が急務となっている、そういう状況になっているわけでございます。

そのためにプランを策定して、その中で漁業収入向上の実現に向けた魚価の向上、コスト削減を通じて、漁村関係者が一体になって取り組んでいくというのがこのプランの概要でございます。

そして2つ目のスライドに、フローチャートが書いてございまして、こちらは、このプランの策定状況ですとか、承認の状況でございます。こちらについては、もう皆さんご案内の通りかと思えますけれども、一番の基本となりますのは、このプランの策定に当たって必要な費用、専門家の招聘ですとか、先進地への現地視察等々、そういう費用に対しては、1プラン当たり50万円を支援するというものでありまして、そういうものを各浜の地域水産業再生委員会を通じて取り組んでいくということでございます。

そのプランが国によって承認をされて、このプランが承認されれば、強い水産業づくり交付金等の支援策の優先採択がありますと、こういうことが全体の構成となっております。

そして、平成27年度はどういうことを考えているんだろうというのが資料の3番目であります。平成27年度は、このプラン等の支援事業として、6,000万円の予算を概算要求しているところでございます。この3つ目の資料の左側に、STEP1、STEP2と書いてございます。こちらのSTEP1というのは、今ご紹介をした従来の取組でありまして、引き続きプランの策定や、場合によればプランの変更等に必要な活動費ということで、引き続き1プラン当たり50万円を支

援するというものでありまして、このSTEP 2が、27年度からの新しい取組になります。

こちらは浜ごとに、今、プランを作って取組を進めていくわけでありまして、取組の中には、幾つかの浜が連携して機能の再生、再編等を図っていったほうが効率的で効果が高まると、このような事例も想定されているわけでありまして、こういった幾つかの浜が集まって広域プランを作る時に支援するものであります。必要な調査費等については、最大で1プラン当たり200万円の支援をする、このようなことを27年度から検討しているわけでございます。

そして、4番目のスライドでありますけれども、こちらは、この浜プランに基づいて、それを支援する事業の概要でありまして、浜プランが承認された地域については、水産庁の各種事業を優先的に支援をするというものでありまして、平成27年度予算からは、左側の枠の事業のうち、ここには平成26年の補正で措置されたものも含まれております。省燃油活動推進事業と、省エネ機器等導入推進事業でありますけれども、これらの事業を除く4事業と、今度は右側のオレンジの部分には9事業書いてございますけれども、こういう事業を浜プランの管理施策として、プランの承認を受けた地域が優先的に採択される、このようなことを考えております。

5つ目のスライドには日本地図が書いてございまして、北から南、全宮城県のプランの取組状況ですとか、承認プランの概略をつけております。全国で550の取組があり、地域水産業再生委員会が設立されている状況で、各委員会で浜プランの策定に取り組んでいるところでございます。

そして、2月27日の時点で、全国で327の浜プランが承認されておまして、現在も申請は続いておると聞いておりますので、3月の末までには、大体400ぐらいの承認が見込まれている状況であります。

6枚目のスライドでありますけれども、こちらは、プランの収入向上に係る部分の取組の内訳、代表的な取組を示しております。収入の向上につきましては、緑で書いてあります、資源管理をしながら量を増やすということ。青色で書いてあります、魚価の向上や付加価値の向上を図ること。3つ目が、オレンジ色で色分けしておりますけれども、商品を積極的に市場に出していく。このような3つの柱がありまして、各浜々で色んな工夫がされている状況であります。

その中でも、この青色で色分けしておりますけれども、魚価の向上ですとか、付加価値の向上ですとか、このような取組というのは、漁業者の方々が漁獲物を取り扱う過程で取り組める内容でもあることから、取組の実数としても一番多いものになっているという状況でございます。

次の7ページ目のスライドは、こちらはコスト削減の取組の例でございます。コスト削減については、省燃油活動ですとか省エネ機器の導入、それとオレンジ色で色分けしておりますけれども、協業化による経営の合理化、この2つが大きな柱となっております。

実際の中身としますと、緑で囲んだ省燃油活動、例えば船底の清掃とメンテナンスの強化に取り組む方が多いという状況になっております。

そして、一番最後の8、9ページ目の資料は、先ほど紹介した327の承認の中から、幾つかの事例を載せております。これ以外にも、327のプラン全て水産庁のホームページに掲載されておりますので、今、プラン策定を検討されている地区におかれては、ぜひともご参考になさっていただきたいと思っておりますし、既にプランを策定された地区におかれましても、他のプランから参考になるような事項というものを探してもらう時に活用していただければと思っております。

以上、簡単ではありますが、「浜の活力再生プラン」の説明をさせていただきました。各浜々でさらなる取組ができますよう、各海区の委員さんにおかれましても取り組んでいただきたいと思っておりますので、そのお願いも兼ねましてご説明とさせていただきます。

以上でございます。

#### ○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、水産物の放射能調査結果について説明をお願いしたいと思います。

#### ○山下課長補佐

研究指導課の山下と申します。それでは、資料6の、水産物の放射性物質の調査について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

説明の前に、最近のトピックをご紹介します。新聞報道されていることですが、K排水路という、東京電力福島第一原子力発電所の1号機から4号機の原子炉建屋の山側にあります、雨水を流すための排水溝があります。東京電力では平成26年、昨年4月からその排水溝を流れる水の水質モニタリングを行っていたと。降雨時には、法律で定められている排出基準の、最大で22倍にもなっていたというようなことが、今年の2月24日に公表をしたと。これによって、改めて東京電力の情報公開の姿勢が問われ、漁業者を含みます関係者からの信頼が損なわれたと指摘を受けております。

これによって、原子力発電所の汚染水問題で計画されています抜本対策の一つである海側遮水壁と、それから、それを併合するのに不可欠な地下水ドレーン、サブドレーン等の問題の漁業者への理解について、これについて昨年の秋から説明をしてきたところなんですけれども、再度、国及び東京電力の信頼回復に向けた努力が必要な状況となっております。

水産庁では、K排水路の事実が発覚した翌日に東京電力を水産庁に呼びまして、説明を求めるとともに、遺憾の意を伝え、そして3点の申し入れを行っております。あらゆる再発防止策を講



じるとともに、対策の進捗状況について情報を提供すること。それから、全ての情報を、世の中に迅速かつ正確に公表すること。それから、本件について、漁業関係者に丁寧な説明を行うということを強く申し入れております。

なお、このK排水路の問題で、放射性物質を含む雨水等が港湾外に流れていたと。その期間も水産物の放射性物質調査を行っておりまして、魚介類の放射能の濃度は、全体的には低下する傾向を続けていると。このK排水路のことが原因と思われる大きな変化は見られておりません。

また、K排水路と同様に、現在、外洋に直接排水されているA排水路についても、東京電力からは、排水溝の港湾内へのつけかえを検討していると聞いております。これも含めて、東京電力では福島第一原子力発電所内の総点検を行うと聞いております。

それでは、資料について説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。

水産庁としましては、平成27年度も、平成26年と同様のモニタリングを行うとしております。

水産物調査の全体の枠組みですけれども、調査に当たっては、主要生産品目及び前の年に50ベクレルを超えた品目を調査すると。それから、表層、中層、低層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮して調査を行っております。

基準値に近い値が出た場合、もしくは近隣県で高い値が出た場合には調査を強化するというようにしております。

また、基準値を超過した場合には、各自治体の要請による自粛ですとか、それから原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施しております。

なお、現在、出荷制限となっているものは、この資料の一番最後のページにある一覧の通りとなっております。

次のページを開いて下さい。これまでの水産物の調査結果ですけれども、全体で約6万8千検体の検査を実施しております。そのうちの95.6%が100ベクレル以下となっております。全体的にどういう分布かというのは、その図の通りでございます。

福島県における調査結果ですけれども、福島県では、一番最初、平成23年4月から6月は100ベクレルを超えるものが53%となっていましたけれども、事故後1年でその割合は半減しております。さらに、平成27年1月から2月では0.2%まで下がっていると。ただ福島県においては、試験操業を除いて、沿岸漁業、それから沖合漁業の中の沖合底びき網漁業については自粛中というようになっております。

次のページをお開き下さい。福島県以外の水産物の検査につきましても、100ベクレルを超える割合は徐々に低下をしております。平成26年10月から12月に至っては0.1%まで低下をしてい

ると。いずれも、基準値を超える魚種については国からの出荷制限等が出されているということで、いずれも市場には流通しないように措置をしております。

ページをめくっていただきたいと思います。続いて、水産物の調査結果、現在ではシラス、コウナゴの表層の魚、それからカツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、タコ・イカ、エビ・カニといった無脊椎動物、それから貝類・藻類については、全ての都道府県で基準値以下となっております。一部のカレイ・ヒラメ類やマダラ等の底魚を中心として、現在も一部の海域において基準値を上回る魚が存在しております。これらは生息域の環境や食性等の、品目ごとの傾向に関係すると考えております。

次のページをお願いいたします。こういった水産物の調査結果につきましては、水産物の信頼を確保するために、都道府県、業界団体と連携をいたしまして、水産庁のホームページでQ&Aを日本語、英語で情報提供をしております。昨年5月、3年間のモニタリング検査等の取組を総括し、水産物の放射性物質に係る報告書として取りまとめ、東京にあります在外公館の職員の方々にブリーフィングを行い、発信をしております。また、これもホームページによって英語版を公開しているということで、外国人へのリスク・コミュニケーションにも活用しております。

その他、消費者や流通業者、国内外の報道機関に対しても、これまで65回の説明会を実施しております。このような形で風評対策も行っております。

資料につきましては以上でございますけれども、これに関連をいたしまして、今、幾つかの国が、我が国からの輸入水産物について、色々な過剰な規制を行っているところが見られるということで、水産庁とか関係省庁が協力しまして、在外公館や在京の大使館の他、WTO等の国際会議の場を通じて、我が国のとっている検査等の措置、それから結果を説明し、過剰な規制をとらないように働きかけを行っております。

しかしながら、現時点でも各国が規制を強化し、産地証明等の要求がなされているところがあります。こういったところも引き続き働きかけをしていくと考えております。特に一昨年、平成25年9月から輸入規制を強化している韓国政府に対しましては、積極的に働きかけを行っております。昨年12月、今年1月に韓国の専門家委員会が来日しまして、漁業関係者の皆様方のご協力もいただいております。

なお、冒頭ご紹介をさせていただきましたK排水路の問題に関しましては、韓国国内では、報道はかなりされておりますが、韓国政府から我が国政府に対して関連する問い合わせですとか抗議というものはございません。以上でございます。ありがとうございました。

○松岡会長

ありがとうございました。

以上で、議題3と議題4にかかわります説明が終わったわけでございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

佐々木委員。

#### ○佐々木委員

第7次栽培漁業基本方針の問題なんですが、放流事業の効果は、もう50年になるということなんですけれども、私は生まれてから宇和海をこの目で見定めてきた一人なんです。放流魚種で、日本全国で漁獲があるのはマダイだと思うんです。マダイがここまで漁獲されるようになった経緯は、まさしく放流事業のたまものではないかと思えます。これは恐らく、かなりの県が、マダイについては放流事業を実施したという歴史の一つの成果ではないかと思えます。さらに、瀬戸内海では、もう皆無であったサワラ資源が見事に回復することができました。これも、府県の共同放流によってということになるわけなんです。ただ、この基本運方針の中で一つ問題になるのは、甲殻類のアワビとかサザエの問題で、ここで申し上げるのが適当であるかどうかかわらんですが、アワビ・サザエは、組合でもかなり長期にわたって放流事業をやっておるところがあります。私のところの組合も日振島を中心にして、もう長年やっておるんですが、全く漁獲が増えないんです。逆にマイナスになっておるのが実態なんです。

その原因を聞いてみますと、このアワビとかサザエというのは、オス化、メス化の問題があるんじゃないかと。いわゆる2分の1、2分の1で子供を増やしていくという性格がないんじゃないかという意見が最近強く出ておるんです。私は専門的にわからないんですが。放流した後に、いわゆるオス化、あるいはメス化するという一方的な状態になっておるんじゃないかと。これについては専門的な研究をぜひお願いしたい。同時に、我々の小さい時から漁場を見た一人として、今一番の漁場環境の問題は、基本方針にも出ていないんですけれども、漁場環境が今は最悪の状況になっておるということです。

だから、やはり放流事業に合わせて、漁場の改善をしていくという両面にわたった方針でないと意味がないんじゃないか。そういう意味で、藻場を中心とした漁場づくりは、やっぱりこの放流事業の基本方針の中に、総合的な対策として、私は取り組んでいただく必要があるんじゃないかということを提言させていただきたいと思えます。

その他、色々ありますけれども、以上で終わります。

#### ○松岡会長

今、2点ございました。マダイ等効果のあるものと、アワビ・サザエは問題点が最近見え始め

ているものがあるので、この辺について研究をしてほしいという話。それから、漁場づくりとフィットした放流が必要ではないかというご指摘。この点につきまして内海課長補佐、よろしくお願ひします。

#### ○内海課長補佐

栽培養殖課の内海です。オス化・メス化の話については、今後研究していくような課題ということで承りました。

それと環境の話でございますけれども、今日の配付した資料の、文章編のところを見ていただきたいんですけども、後ろから3枚目の、ページ4の(9)に、「種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進」というような形で、藻場、干潟の保全、回復のための漁場整備とか、漁港整備とか、そういうものと連携してやっていきたいと思います。以上です。

#### ○松岡会長

ありがとうございます。佐々木委員。

#### ○佐々木委員

成果の上がるように、藻場も含めて、漁場は随分。放流事業は簡単にできますけれども、そこですぐつく場所というのが、全国的に非常に減少しておるんです。だから、昔は藻場に小さい魚が幾らでもおったんです。しかし、もうそういう環境が、今、何ぼ見たくとも見えない状態なんです。だから、やはりもう少し力を入れて、放流と総合的な対策にぜひつなげてもらいたいと思います。

#### ○松岡会長

よろしいですか。

最近、全国的に磯焼けの問題が大きくなっておりますので、水産庁も水産基盤整備事業等で、藻場造成に力を入れてるようでございます。ただいまのご意見を踏まえながら、今後……

#### ○長谷部長

会長がおまとめいただいたんで蛇足かもしれませんが、今回は、法律に基づく栽培漁業の基本方針ということですから、先ほど内海班長がご紹介した程度の書きぶりになっておりますけれども、栽培と漁場づくり、補完的に、総合的にやっていくのは当然の話だと思います。2年後ぐらいを目処にしていますけれども、また水産基本計画という、水産政策全体の見直しの機会もありますので、そういう中で、今のご意見も踏まえながら検討を、また対応をしていくということで考えております。

#### ○松岡会長

ありがとうございます。よその他、何かご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、以上で本日の議題は全て終了しております。

せっかくの機会でございますので、皆様方から何かご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。宮川委員、お願いいたします。

#### ○宮川委員

マサバの件ですが、銚子沖から島部へどのぐらいの数量が加入しているかどうか、その魚がどのように回遊して北目に戻るとか、そのようなことがもしわかれば、非常に操業がしやすく、資源管理がしやすいと思います。

一応、ここ3年ぐらい、南下するサバが三宅周辺から始まり、あまり西へ移動しないというデータが出ているもので、今までは、大室出し、新島の西まで回遊して、そこから魚が出ました。

どのぐらいの魚が伊豆諸島に来て、産卵した後の魚がどの程度北目に戻るかという数字が出れば、先の見通しが明るくなって、またサバ漁をやる船が増えてくると思います。

今のところの状態では、サバはいっぱいいると言われても、聞いているだけで、その数字自体が全然わからないもので、サバを操業する船が少なくなり、200隻ぐらいいた船が、10分の1程度になりました。後継者が一生懸命働けるような状態に戻れば、希望が見えてくると思います。今、結構量が出てきているのですけれども、漁場が遠いので、それが海水温が影響しているか、魚の習性がそうになってきているか、その辺がもしわかればお願いします。

#### ○松岡会長

これは、加藤課長お願いします。

#### ○加藤課長

今のサバの関係ですけれども、来遊予測自体は、中央水研や県の試験場が連携をして、定期的には出しておりますけれども、やっぱり、その瞬間、瞬間の魚の動きというのは、漁をしてみないとわからないという部分があるかと思います。

今、ここで直ちにどういう方法ができるかというのはわかりませんが、やはり、資源をどうやって、共存しながら有効に使っていくかということだと思いますので、帰って担当とも相談してみたいと思います。

#### ○宮川委員

お願いします。サバがどのぐらい加入しているかがわかれば、大体このぐらい加入してんだから、まき網はこのぐらいにしてよというような話し合いもできるんじゃないかと思う。その量がわからないということは、そういう話し合いもできないということなんで、そこら辺を、またよろしくをお願いします。

**○加藤課長**

担当と相談して、また色んな協議の場もありますので、そういうところで色々ご相談したいと思います。以上です。

**○宮川委員**

ありがとうございます。

**○松岡会長**

その他、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、引き続き、次回の委員会の開催予定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**○事務局（城崎）**

次回につきましては、例年11月の秋に開催したいと考えております。日時・場所につきましては、各部会との関係もございますけれども、会長や委員各位のご都合もお聞きしながら、おって調整・ご連絡したいと思っております。その際にはぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

**○松岡会長**

次回、例年どおり11月頃ということでございましょうか。委員の皆様方には、次回の開催、出席方よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。事務局におかれましては、本日いただいた意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思っております。

なお、議事録署名人に指名させていただきました神奈川県宮川委員、農林水産大臣選任委員の壁谷委員には、後日、事務局から議事録が送付されますので、よろしくをお願いします。

それでは、これをもちまして、第22回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**閉会**